

平成18年1月13日

法務省

民事局参事官室 御中

規制改革・民間開放推進会議
農業・土地住宅WG

後継ぎ遺贈型受益者連続信託についての質問事項

後継ぎ遺贈型受益者連続信託について、昨年末時点では、法務省法制審議会の議論を踏まえ、今般の信託法改正に当たり、解釈での対応でもあり、技術的に要件をどう決めるべきかについてさまざまな考え方がありうることから、明文の手当てをすることが見送られる方向であった旨聴取していたところである。これに対して、当会議から、①解釈での対応可能性には不安定性があり、立法で明文の手当てを置くことで実務上安心して利用可能になること、②実務的ニーズは強く、明文をおくことに対する弊害も想定しがたいこと、③諸外国でも同様の例が立法で存在していることなどを踏まえ、広くこれを許容することを前提とする明文の規定について前向きの検討をお願いしたところ、信託存続期間の上限についての規定を置く方向での提案を1月12日付けでいただいたことは、きわめて意義深い基本方針の転換であり、高く評価しているところである。

もっとも、ここで示された提案では、信託時点から20年以内のときに生存する受益者がいるときに、その生存者の死亡時点まで信託を有効に存続させることを前提としているが、20年という期間を一律に上限として規律することについては実務的ニーズに十分応えられない可能性が強いことから妥当ではない恐れが強いと考えられる。

具体的には、次のような場合を想定すると、より長期の信託存続期間を設けることの実益が高いと考えられる。

- (1) 著作権の存続期間は著作者の死後50年間とされており、著作権の信託を想定すると、その間の受益者連続について委託者たる著作権者等に長期的で合理的な遺志が存在することが想定されること
- (2) 基本特許を取得し、その後当該内容を含む改良特許を順次取得するケースは多いが、当初の基本特許が20年間で消滅した後も、実質的にはこれらが信託財産としてグループ化されていったとき、より長期にわたって利益を生み続けることがあり、この間の受益者連続信託に対するニーズが強いこと
- (3) 不動産に関しては、居住用定期借地権の存続期間が50年以上であること、実質的にも企業会計上も堅固な建物の耐用年数は50年程度であることなどから、信託財産たる不動産の有効活用の展望が、20年ないしそれを少し超える程度の信託期間では立たなくなる可能性があること

- (4) 実際の要望があった事例にも、幼い子どもに余命いくばくもない者が、建物信託で耐用年数を考慮し、50年程度の信託期間内に受益権を当該子ども、その第一子の順に与えたかったというケースが報告されていること
- (5) 信託財産の性格に拘らず、最長期間の設定は、画一的規制として機能することから、これが現実に法的に想定される限りにおいて長い方が、さまざまな事業承継、生活保障等のニーズにきめ細かく応えられる蓋然性が高まること
- (6) 信託財産の有効利用という観点からも、一律に将来の芽を摘むよりも、信託財産を形成し、その活用についてもっとも的確な情報を持ち、適切に利用する方途に通じている可能性が強い委託者に対して、広く判断権を付与することが効率的であること

したがって、標記についての最長期間は、実定法の先例、実務のニーズ等の観点から見て、50年とすることがもっとも適切であると考えられる。この点について、仮に具体的な弊害等が予想されるのであればその具体的論拠を示されたい。

以 上